

研究ノート

国際機構におけるグループの政治力学
— 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会を事例として —

齋藤 智之

はじめに	2 6
1. 法的文書にみられる地理的地域の概念とその適用	2 7
(1) 包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会に おける法的文書	2 7
(2) 役員を選出	2 8
(3) 暫定技術事務局（PTS）職員の採用・人事	3 0
2. 地域グループの役割および影響力	3 3
(1) 政策決定機関（PMO）における諸相	3 3
(2) 先進国側と開発途上国側の対立	3 5
3. 機能グループの政治性	4 2
(1) 非同盟運動（NAM）	4 2
(2) 包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ	4 3
おわりに	4 4

はじめに

今日、国際機構と呼ばれる組織は 300 余を数えるといわれている¹⁾。それぞれの国際機構は一定の目的の下に設立され、そして複数の国を主体として構成されている。したがって国際機構における意思決定は、多数決であれコンセンサスであれ、原則として 1 の国を基本単位として行われる。一方で、こうした国際機構の場裏には、やはり複数の国によって構成されたグループが多数存在している。各国はさまざまな思惑からグループを結成し、その時々意思決定に関与しようと試み、また実際に関与している。このような国際機構におけるグループによる政治力学を包括的核実験禁止条約機関（以下「CTBTO」という。）準備委員会（本部オーストリア・ウィーン）を事例として解き明かすことが本稿の目的である²⁾。CTBT (Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty：包括的核実験禁止条約、以下「CTBT」または「条約」という。)はいかなる場所においても核爆発実験を実施することを禁止する核軍縮・不拡散条約であり、1996 年 9 月に国連総会において採択、署名開放された。2008 年 5 月現在、178 カ国が署名、144 カ国が批准している。条約発効には、原子炉などの潜在的な核開発能力を有するとみられる特定の 44 カ国（一般的に「発効要件国」といわれる。）による批准が必要であり、同現在、このうち 35 カ国が批准を完了しているが、残りの 9 カ国³⁾については署名・批准の見通しが立っておらず、CTBTはいまだ発効していない。本稿ではまず、CTBTO準備委員会の法的側面に着目し、条約などにおいてグループに相当する地理的地域 (geographical regions) の概念がいかに規定されているかを精査する。次に、CTBTO準備委員会における政策決定の実際の現場に視点を移し、そこにみられる地域グループ (regional groups) の

-
- 1) 横田洋三「国際機構と現代国際社会」横田洋三編著『新国際機構論』国際書院、2005 年、38 頁。
 - 2) CTBTO 準備委員会の国際機構としての法的地位については、例えば、浅田正彦「国際機構の法的権能と設立文書の法的性格—条約に基礎を置かない国際機構の条約締結能力を中心に」安藤仁介・中村道・位田隆一編『21 世紀の国際機構—課題と展望』東信堂、2004 年、113—124 頁参照。
 - 3) インド、パキスタン、北朝鮮の 3 カ国が未署名、中国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、アメリカの 6 カ国が未批准。

実態と特性を、特に先進国側と開発途上国側の対立といった観点から描写する。また、こうした地理的属性を備えない枠組みを機能グループとして区別し、その政治性を浮き彫りにする。最後に、これらの枠組みを類型化するとともに、その影響力について比較検討することとしたい。

1. 法的文書にみられる地理的地域の概念とその適用

(1) 包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO) 準備委員会における法的文書

CTBTO準備委員会のマנדートや活動を考察する際、その法的基礎を成すものとして、条約のほかに、議定書 (Protocol)、準備委員会設立決議・文書、各種規定・規則が挙げられる⁴⁾。議定書はCTBT第 4 条に規定された検証に関するいわば細則として条約に準ずるものであり、国際監視制度 (以下「IMS」という。)・国際データセンター (以下「IDC」という。)、現地査察 (以下「OSI」という。)、信頼醸成措置の 3 部から構成される。準備委員会設立決議は、将来のCTBTOを早期かつ効果的に設立する目的から、条約が国連総会において採択された約 1 カ月後に開催された署名国会議において採択された。各種規定・規則とは、CTBTO準備委員会の日常の業務に直接かかわるものであり、具体的には、(会議) 手続規則、職員規定・規則、財務規定・規則の 3 点を指す。これらの法的文書に加えて、暫定技術事務局 (以下「PTS」という。) が発出するインフォメーションペーパーなどをベースに、CTBTO準備委員会の運営の方向性が署名国のコンセンサスによって定められる。CTBTO準備委員会の政策決定機関 (以下「PMO」という。) における意思決定は、通常、コンセンサスが原則である⁵⁾。

4) 準備委員会設立決議およびその附属書である準備委員会設立文書については、法的拘束力を有さない政治的文書であるとの解釈もある。しかし本稿では、その法的実効性に鑑み、下位概念である各種規定・規則を含め、これらをまとめて法的文書として扱うこととする。前掲 2) 参照。

5) CTBT 第 2 条 22 項において、「・・・実質事項についての決定は、できる限りコンセンサスによって行う。・・・」と規定するとともに、手続規則 26.1 において、「委員会の決定事項はすべてコンセンサスによるべきである。」と規定している。

ここでは、こうした法的文書の中で地理的地域（あるいは地理的要素）がどのように扱われているかについて整理してみたい。まず、条約発効後に開催される執行理事会の構成について、CTBT は第 2 条 28 項において、

「衡平な地理的配分の必要に考慮を払い、執行理事会の構成は、次の通りとする。・・・これらの各地理的地域に属するすべての国は、この条約の附属書 1 に掲げる。・・・」

と規定している。附属書 1 には、第 2 条 28 項に規定する国の一覧表として、アフリカ、東欧、ラテンアメリカ・カリブ、中東・南アジア（以下「MESA」という。）、北米・西欧、東南アジア・太平洋・極東（以下「SEAPFE」という。）の 6 の地理的地域と各地理的地域に属する国名が記載されている。そして、執行理事会は 51 の理事国から構成されるが、第 2 条 28 項において、それぞれの地理的地域から選出されるべき理事国の定数が示されている⁶⁾。続く第 2 条 29 項および 31 項において、執行理事会の理事国の選出と地域的地域の関係がさらに詳細に規定され、また、附属書 1 の変更については第 2 条 23 項および 26 項(k)に規定されている⁷⁾。これらの地理的地域は条約に明記されていることから、後述する CTBTO 準備委員会における地域グループや機能グループの役割を理解する上で、最も形式的な基本的枠組みとして捉えることができるだろう。

(2) 役員の選出

執行理事会が「衡平な地理的配分の必要」を考慮し、地理的地域ごとに一定数の

6) (a)10 のアフリカの締約国、(b)7 の東欧の締約国、(c)9 のラテンアメリカ・カリブの締約国、(d)7 の MESA の締約国、(e)10 の北米・西欧の締約国、(f)8 の SEAPFE の締約国。

7) なお、条約採択後に独立した東ティモールについては、CTBTO 準備委員会第 22 会期（2004 年 6 月開催）において、SEAPFE に含まれることが決定した（Paragraph 19, CTBT/PC-22/1 (Report of the Twenty-Second Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization), dated 28 June 2004, and Paragraph 55, CTBT/PC-22/1/Annex I (Annex I to the Report of the Twenty-Second Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization: Report of Working Group A to the Twenty-Second Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization as Adopted by the Preparatory Commission), dated 28 June 2004)。

理事国を割り当てて構成されるように、多くの場合、地理的地域の概念は地域間のバランスを確保するために適用される。そして、このことが最も顕著なのは役員の選出および事務局職員の採用においてである。まず、CTBTO 準備委員会の役員の選出について、手続規則は規則 8.1 において、

「委員会は議長および副議長 6 名、および委員会が決定するそのほかの役員を選出する。副議長は、・・・各地理的地域の推薦によって選出される。」

と規定している。そして、ここでの地域的地域はCTBT第2条28項に規定された基本的枠組みと一致していることから、前述の6の地理的地域から毎年、アルファベット順に従い議長が1名、各地理的地域から副議長6名がそれぞれ選出されることとなる。例えば、2008年は、議長としてスウェーデン（北米・西欧）が、副議長としてブルキナファソ（アフリカ）、クロアチア（東欧）、ブラジル（ラテンアメリカ・カリブ）、ノルウェー（北米・西欧）、韓国（SEAPFE）が選出されている⁸⁾。また、「そのほかの役員」としては、CTBTO準備委員会の下部組織（subsidiary bodies）である作業部会A（以下「WGA」という。）および作業部会B（以下「WGB」という。）、諮問グループの議長が挙げられる⁹⁾。これまで、初代WGA議長としてハンガリー出身のトート（Tibor Tóth）現事務局長、初代WGB議長としてスウェーデン出身のダールマン（Ola Dahlman）氏が采配を振るってきたが、2005年から2006年にかけて、ナイジェリア出身のリンダップ（Abdulkadir Bin Rimdap）WGA議長、オランダ出身のハーク（Hein Haak）WGB議長にそれぞれ引き継がれた¹⁰⁾。このWGAおよびWGB議長の交代では、地理的地域というよりもむしろ開発途上国と先進国のバランスが考慮されていると考えられるが、いずれにせよ、CTBTO準備委員会の役員選出はこうした均衡の取れた地理的配分を常に念頭に置いて行われ

8) Paragraph 5, CTBT/PC-29/1/Add.1 (Report of the Twenty-Ninth Session of the Preparatory Commission: Addendum), dated 15 February 2008. なお、MESAについては、中東問題をめぐり、これまで協議の場を持つことができず、したがって議長あるいは副議長を推薦できずにいる。

9) 諮問グループ議長の任命について、財務規定・規則は規定 15.1 において、「・・・諮問グループ議長は委員会が任命する。・・・」と規定している。

10) ただし、WGA 第 27 会期（2005 年 6 月開催）のみカンテラノ（Patricia Espinosa Cantellano）メキシコ大使が議長を務めた。

ている。なお、諮問グループ議長は第1会期（1997年5月開催）以来、フランス出身のゲ（André Gué）氏が務め続けている。

（3）暫定技術事務局（PTS）職員の採用・人事

同じことは事務局職員の採用についてもいえるだろう。CTBTは条約発効後、PTSの後身となる技術事務局の職員の任命について、第2条50項において、

「・・・締約国の国民のみが、事務局長（Director-General）、査察員ならびに専門職員および事務職員となる。できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることについて、十分な考慮を払う。・・・」

と規定している。また、職員規定・規則は規定4.2において、

「最高水準の専門性、経験、効率性、能力および高潔性を確保するために、職員の採用、雇用および昇進には最大の配慮を払う必要がある。この配慮を条件として、地理的にできる限り広範囲にわたって職員を採用すること、および加盟国の貢献にもしかなるべき配慮がなされなければならない。」

と規定する。したがって、例えば、PTSがある課室の職員を採用する場合、候補者本人の適性が最も重要な選考基準となるべきだが、実際には、同じ課室で勤務する職員の出身国や出身地域との重複を避けるのが通例となっている。もちろんこれには多くの例外がみられ、例えば、CTBTO準備委員会のホスト国であるオーストリアおよびその近隣国出身の職員は多数に上り、また、核実験禁止という基本的義務に鑑み、核実験の実施に関する専門的知見を有する核兵器国出身の技術系職員が比較的多いことが指摘されるが、一般的には、地理的地域バランスの概念はPTS内の人事にも浸透している。

特に、事務局長（Executive Secretary）および局長レベルの人事となると、こうした傾向はよりいっそう顕著である。前述のように、現事務局長は2005年8月からトート氏が務めているが、前任者はドイツ出身のホフマン（Wolfgang Hoffman）氏であり、CTBTO準備委員会設立以来、二代続けて北米・西欧が占めている。また、5名のPTS局長のうち、法務・対外関係局長は日本（2002年7月まで）、中国

(2002年7月から現在)と、やはり二代続けてSEAPFEが輩出している。IMS局長、IDC局長についても同様であり、これまでラテンアメリカ・カリブ(2006年7月までメキシコ、2006年8月から現在コスタリカ)、アフリカ(2004年10月までエジプト、2004年11月から現在ブルキナファソ)からそれぞれ擁立されてきた。そして、行財政局長は三代続けてアメリカが、OSI局長は二代続けてロシアが務めている。こうしてみると、事務局長と局長のポストが各地理的地域にバランスよく配分されていることが明らかだろう。ただし、6の地理的地域のうち、MESAからは政治的理由もあり、これまで局長レベルは任命されておらず、代わりに1945年以降、核実験実施回数最多の(北米・西欧に属する)アメリカが、これに次ぐ(東欧に属する)ロシアとともに、それぞれ行財政局長、OSI局長を独占し合うかたちとなっている。すなわち現在、中国が法務・対外関係局長を押さえていることにも鑑み、事務局長および局長人事は、こうした基本的な地理的地域バランスの上に、さらに核兵器国というもう一つの条件を加えたところに成り立っているといえるだろう。このことは、実は1995年から1996年前後のジュネーブにおける条約交渉の時点で、主要国の間で内々の合意がなされていたという見方もあるが、その真偽は定かでない。なお、局長レベル以上の任命には事務局長の推薦に基づくCTBTO準備委員会の承認が必要となることは、職員規定4.1において規定するところである¹¹⁾。

そして、この地理的地域と局長ポストの配分の関係がCTBTO準備委員会設立以来、ほとんど固定化していることもまた特徴的である。この点、2004年11月に実施された事務局長選挙(CTBTO準備委員会第23会期)は一つの契機となり得たかもしれない。結論からいえばトート事務局長が任命されたわけだが¹²⁾、その選出に際しては、事前の非公式協議においてコンセンサスが模索されたにもかかわらず成

11) 「委員会の決定に従って、職員の任命権は事務局長にある。事務局長は局長級以上の職員の任命に関する勧告を委員会に行い、ほかの必要な職員をすべて直接任命する。・・・」

12) Paragraph 36, CTBT/PC-23/1 (Report of the Twenty-Third Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization), dated 26 November 2004.

立せず、最終的に選挙投票が実施された。この時、対立候補として名乗りを上げていたのが、エルデネチヨローン (Luvsan Erdenechuluun) 元モンゴル外相とメキシコ出身のスアレス (Gerardo Suarez Reynoso) 前IMS局長であった。特に、エルデネチヨローン候補はその豊かな経験と外交手腕が評価され、当時、かなり有力視されていたという。投票自体もそれなりに接戦であった。もし仮に彼らのいずれかがトート事務局長を破り、事務局長に任命されていたならば、まず、モンゴルが属するSEAPFEあるいはメキシコが属するラテンアメリカ・カリブが事務局長ポストを獲得すると同時に、北米・西欧がこのポストを失うこととなった。そして、その上で地理的地域バランスを維持するために、5の局長ポストのリシャッフルがおそらく必至であっただろうと予想されるわけだが、結果的にはトート事務局長が勝利したことで、ホフマン前事務局長に引き続き、北米・西欧が事務局長のポストを握ったまま今日に至っている。ちなみに、この選挙は過去、CTBTO準備委員会において表決が行われた唯一の例である(ただしこの際、投票そのものは2回行われた)。

これまでCTBTO準備委員会の法的文書における地理的地域、地理的要素の扱いについて、特に役員を選出、PTS職員の採用・人事の観点から述べてきたが、そのほかに地理的地域ないし要素を含む規定としては、主としてIMS、IDC、OSIの検証体制に関するものが散見される¹³⁾。ただし、これらの規定は本稿が対象とする国を主体としたグループ、政治力学とは次元の異なるものであり、こうした技術的な規定を除いた場合、地理的地域ないし要素を含む規定は役員選出や職員人事に関するものにほぼ限定される。つまりCTBTO準備委員会における法的文書は地理的地域、地理的要素を役員選出および職員人事に関する規定のみに適用しており、このほかに地理的地域ないし要素を扱う規定はほとんどみられないのである。そしてこのことは次に述べるPMOにおける地域グループの役割や影響力を考えると、いささ

13) 例えば、議定書は附属書1において、IMSに含められる監視施設(計321施設)の所在地、緯度、経度などの情報をリストとして規定しており、また、「・・・IDCは、事象の標準選別を適用するに当たり、地球規模の選別基準および可能な場合には地域的相違を考慮するための補足的な選別基準を使用する・・・」(第1部18(b))、「OSIの区域は連続的なものとし、その面積は1,000平方キロメートルを超えないものとする。当該区域においては、いかなる方向にも50キロメートルを超える直線距離があってはならない。」(第2部3)など規定している。

か驚きでさえあるだろう。

2. 地域グループの役割および影響力

(1) 政策決定機関 (PMO) における諸相

CTBTO 準備委員会には条約をはじめ、そのマンデートを規定する上で法的な性格を有する基礎文書がいくつかある。これらの法的文書は、例えば、日本が属する SEAPFE など、6 の地理的地域を規定しているが、こうした地理的地域は法的文書に規定されているという点において形式的な枠組みである。そして地理的地域の枠組みや要素は、とりわけ地域間のバランスを考慮する目的から役員を選出および PTS 職員の人事に関する規定に盛り込まれている。同時に、そのほかの規定の中から地理的概念を抽出することは、検証体制に関する一部の規定を除き、ほとんどできない。したがって限定的でもある。このように CTBTO 準備委員会の法的文書における地理的地域、地理的要素の扱いをまとめることができるだろう。では、CTBTO 準備委員会の実際の政策決定過程において地域という枠組みはどのように作用しているのか、ここでは PMO の議場に目を移すこととしたい。

CTBTO 準備委員会の PMO は最高意思決定機関としての CTBTO 準備委員会、そしてその下部組織としての WGA (主に行財政事項を扱う) および WGB (主に検証技術関連事項を扱う) から成り、通常、それぞれ年 2 会期開催される¹⁴⁾。そして当然のことながら、すべての署名国は平等な権利に基づき、こうした会議に出席し、発言の機会を得、意思決定に参加する¹⁵⁾。一方で、PMO の議場に足を運ぶとすぐに

14) そのほか CTBTO 準備委員会特別会合や WGA・WGB 合同会合などが必要に応じ適宜開催される。

15) 例えば、投票権に関し、CTBT 第 2 条 21 項において、「各締約国は 1 の票を有する。」と規定するとともに、手続規則 25 において、「各署名国は 1 の票を有する。」と規定している。他方、その失効については、第 2 条 11 項において、「CTBTO に対する分担金の支払いが滞納している加盟国は、未払額が当該年に先立つ 2 年間に当該加盟国から支払われるべきであった分担金額に等しい場合またはこれを超える場合には、CTBTO において投票権を有さない。・・・」と規定するとともに、準備委員会設立文書 5(b)において、「支払いの要請を受領してから 365 日以内に委員会に対する財政的義務を完全に履行しなかった署名国は、かかる

目を引くのが地域グループの存在だろう。代表的な例として、欧州連合（以下「EU」という。）や開発途上 77 カ国グループおよび中国（以下「G77+中国」という。）が挙げられるが、こうした地域グループが会議の節目において積極的に活動していることがよくわかる。例えば、通常のPMOではまず、議題の採択の引き続き、事務局長による報告があり、この直後に一般ステートメントと呼ばれる概要的なフィードバックが各国から発せられるが、EUやG77+中国などは共通の立場として単独の一般ステートメントをそれぞれ実施する。また、個別の議題においても特に重要と考えるものについては、共通のステートメントを実施し、具体的議論に参加する。そして会議終盤の報告書の検討に際しても、こうした共通の立場を報告書に適切に反映すべく各地域グループは働きかけを行う。こういった慣行は何よりまず効率的な議事運営という面から導入されており、当該期間の議長国ないし調整国が各地域グループを代表することによってその地域グループに属する国は、例えば、一般ステートメントをそれぞれ実施する必要がなくなる。議場の外においても地域グループが事前調整のために会合を開催したり、内輪で頻繁に情報交換したりしていることはいうまでもないだろう。

では、PMOの場裏では具体的にどのような地域グループがみられるのか、ここでもう一度整理したい。まずはEUが挙げられよう。EUは現加盟国（2008年5月現在27カ国）およびそのほか加盟候補国などから形成され、CTBTO準備委員会において先進国側を代表する最大勢力の一つとなっている¹⁶⁾。次に、ラテンアメリカ・カリブ諸国グループ（以下「GRULAC」という。）とアフリカグループが挙げられ

支払いが受領されるまで、委員会における投票権を有さない。・・・」と規定しており、分担保金支払国と未支払国の間に一定の区別が設けられている。しかし前述の通り、これまでCTBTO準備委員会において表決が行われた実績はほとんどなく（2004年11月の事務局長選挙のみ）、PMOにおけるこうした国の区別は実質的には存在しないといえる。さらにPMOの枠外でも、例えば、CTBT発効促進会議の開催について、条約は第14条2項において、「条約が署名開放後3年を経過しても発効しない場合には、寄託者は、すでに批准書を寄託している国の過半数の要請によって会議を招集する。・・・」と規定し、ここでは批准国と署名国（および非署名国）を区別しているが、過去開催された発効促進会議において批准国と署名国は、その準備プロセスを含め、ほぼ同等に扱われてきており、実質的な区別はないのが現実である。

16) なお、EUはステートメントを実施する際、その冒頭でステートメントに連名する国を列挙することを慣例としている。

る。それぞれラテンアメリカおよびカリブ諸国、アフリカ諸国を中心とした地域グループである。そしてこのGRULACとアフリカグループを統合したのが、開発途上国側の最大勢力であるG77+中国とおよそ理解することができるだろう。そのほか、GUAM民主主義・経済発展のための機構（グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバが加盟）といった地域グループが登場する場面も時折みられる。

もちろんこれらの地域グループは各国の所在する地域をベースとしており、この点、GRULAC とアフリカグループについては前述の法的文書において規定された地理的地域（それぞれラテンアメリカ・カリブ、アフリカ）とほぼ重複する。しかし EU の場合のように、地域グループと条約などにおける地理的地域（EU の多くの国は北米・西欧に属する）が必ずしも一致するとは限らない。また、1 カ国が複数の地域グループに同時に属することも可能であり、事実、GRULAC やアフリカグループに属する国のほとんどは G77+中国にも属している。こうしてみると、PMO における地域グループを便宜的な枠組みとして捉えることができるだろう。報告書において、例えば、EU や G77+中国が具体的な名称ではなく、「多数の国」などと記載されるのはこの証左である。

（２）先進国側と開発途上国側の対立

前にも触れたように、PMOではEUが先進国側の立場を先導する。これに開発途上国側のG77+中国が対峙し、また、G77+中国を後押しするかたちでGRULACとアフリカグループがそれぞれ一定の影響力を行使している。そして先進国側に比較的近い立場を取るカナダ、日本、オーストラリア、OSIをより重視するロシア、政治的理由から独自路線を行くアメリカ¹⁷⁾などがそのほか主要国として介在している。これらがPMOにみられる政治力学のおおまかな構造といえるだろう。さらに注目すべきは、近年PMOにおいて先進国側と開発途上国側の対立が深化しつつある点である。ここでは三つの事例を取り上げたい。

17) アメリカにおける CTBT をめぐる焦点・議論の概要として、例えば、Jonathan Medalia, *Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty: Issues and Arguments* (Washington, DC: Congressional Research Service, 2008), CRS Report for Congress, RL34394 参照。

(イ) 計画予算案

毎年、計画予算案はPMOにおける議論の中核を成す議題となっている。各年末に採択される計画予算の増減や配分によってCTBTO準備委員会の将来の活動ぶりがおよそ方向づけられるためである。例えるならば、計画予算はCTBTO準備委員会という船の航路を示す羅針盤としての役割を果たしている。そして近年では、G77+中国など開発途上国側が実質ゼロ成長（以下「ZRG」という。）を主張するのに対し、EU率いる先進国側はプログラム主導（必要なプログラムを実施するために十分な予算を手当てすべきであり、その結果としてZRGを上回っても構わないという考え方）を支持するというのが計画予算案をめぐる議論の典型的な構図となっている。このことは一見矛盾しているように思われる。というのも最終的に採択される計画予算は同時に、各国に課される分担金と分担率を通じて連動しており¹⁸⁾、分担率の比較的高い先進国側にとっては計画予算の総額が微増しただけでも分担金が相対的に純増することとなり、したがってできるだけ総額を抑えようとするのが先進国側に予想される立場だろう。一方で、開発途上国側としては計画予算の総額が多少増加したとしても、もともと分担率が低いため分担金はほとんど増額しない。したがって本来ならば、開発途上国側は総額の増加にむしろ積極的であるべきだろう。だが興味深いことに、先進国側、開発途上国側いずれも予想とは逆の立場を取っているのが現実である。実はこのことはCTBTO準備委員会、特に検証体制の構築に対する双方の基本的な立場の相違に起因している。すなわち先進国側は検証体制の早急かつ着実な構築をこれまでも強く支持してきており、たとえ分担金の負担が増加しようとも推進すべきであるという姿勢を貫いている。これに対し、開発途上国側は条約発効の見通しが立たないことなどを理由に、検証体制を早急に構築する必要はないという主張を繰り返している。こうした基本的な立場の違いが毎年の計画予算案をめぐる議論に如実に反映されているのである。計画予算はCTBTO準備委員会のまさに羅針盤なのである。また、ともすれば先進国側と開発途上国側

18) 分担率については、財務規定 6.1において、「・・・委員会が決定する分担率に応じた加盟国よりの分担金で歳出を賄うものとする。分担率は、国連と委員会の加盟国の差を考慮し、調整した上で、現行の国連分担率に従って決定されるものとする。・・・」と規定している。

の板挟みとなるPTSの舵取りの技量が問われるのもまさにこの時である。

最近の2008年計画予算に関する議論の概要を振り返ってみたい(CTBTO準備委員会の計画予算は基本的に1カ年(暦年)予算であり、したがって2008年計画予算は2007年中に検討、採択された)。まず、2007年2月のWGB第28会期(およびマージンで開催されたWGA・WGB合同会合)において、2008年計画予算案作成のためのガイダンスとして各地域グループおよび国から基本的な立場が示された¹⁹⁾。これを受けて、同年4月末にPTSから当初案²⁰⁾が初めて提示されたが、この当初案は総額が実質ベースで前年比約5百万米ドル(4.6パーセント)増というかなり野心的なものであった²¹⁾。翌5月に開催されたWGA・WGB合同会合では当初案について、議論の良いベースであり、引き続きプログラム主導の予算を支持するとEUが述べたのに対し、G77+中国は検証システムの現状、CTBTO準備委員会のマンデートおよび条約発効の実際の見通しを考慮した現実的かつ合理的のアプローチが必要であるとともにZRGを適用すべきであり、したがって現段階では受け入れる立場にないと反論した²²⁾。さらにGRULACもZRGを維持すべきであるという見解を示し、G77+中国に加勢した。同様の主張はその後のWGA第31会期、CTBTO準備委員会第28会期(いずれも翌6月開催)でも繰り返された²³⁾。同年8月に至り、

19) Paragraphs 13-25, CTBT/WGB-28/1 (Report of Working Group B to the Twenty-Eighth Session of the Preparatory Commission), dated 20 February 2007, and Paragraph 6, CTBT/WGB-28, WGA-31/INF.2 (Chairpersons' Summary of Proceedings of the Fourth Joint Meeting of Working Groups A and B, 12 February 2007), dated 20 February 2007.

20) CTBT/PTS/INF.880 (2008 Programme and Budget Proposals: Initial Draft), dated 27 April 2007.

21) CTBTO 準備委員会では2005年以降、米ドルとユーロによる二重通貨制度が導入されているが、ここでは簡略化のため、米ドルに換算した数値を用いる。

22) CTBT/WGB-29, WGA-31/SD/1 (Sudan: Statement by the Group of 77 and China before the Joint Meeting of WGA and WGB of the Preparatory Commission for the CTBTO Delivered by HE Ambassador Sayed Galal E. Elamin, Permanent Representative of Sudan), dated 23 May 2007.

23) CTBT/WGA-31/DE/1 (Germany: Statement by Germany on Behalf of the European Union), dated 3 July 2007, CTBT/WGA-31/SD/1 (Sudan: Statement by the Group of 77 and China during the Thirty-First Session of Working Group A), dated 8 June 2007, CTBT/PC-28/DE/1 (Germany: Opening Statement by Germany on Behalf of the European Union), dated 4 July 2007, and CTBT/PC-28/SD/1 (Sudan: Statement by the Group of 77 and China during the Twenty-Eighth Session of the Preparatory Commission Delivered

PTSから第一次改訂案²⁴⁾が提示された。第一次改訂案では総額が当初案より約5百万米ドル(実質ベース)下方修正され、前年比ZRGとなった。これに対し、8月から9月にかけてのWGB第29会期第2部(およびマージンで開催されたWGA・WGB合同会合)において、G77+中国は第一次改訂案はZRGであり、議論の健全なベースとなり得ると述べ²⁵⁾、事実上の支持を表明した。またEUも同案はプログラム面の必要性を満たしており、来たる11月のCTBTO準備委員会における合意を促進するだろうと述べ²⁶⁾、やはり事実上の支持を明らかにした。GRULACについては当初案に対する従来の立場を再確認するにとどまった。その後、同年10月のWGA第32会期も同様の展開を辿り²⁷⁾、また、若干の微調整を加えた上で最終的には前年比ZRGをわずかに下回る第二次改訂案²⁸⁾が翌11月のCTBTO準備委員会第29会期において最終的に採択された²⁹⁾。

(ロ) 開発途上国専門家のWGB参加パイロットプロジェクト

こうした先進国側と開発途上国側の対立は計画予算というCTBTO準備委員会の根幹のみならず、個々の計画や事業に及ぶこともある。一例として開発途上国専門家のWGB参加問題が挙げられるだろう。この問題はCTBTO準備委員会第17会期(2002年4月開催)において、開発途上国からの専門家が会合、特にWGBにより

by HE Ambassador Sayed Galal E. Elamin, Permanent Representative of Sudan), dated 20 June 2007.

24) CTBT/PTS/INF.880/Rev.1 (2008 Programme and Budget Proposals: Final Draft), dated 17 August 2007.

25) CTBT/WGB-29/SD/2 (Sudan: Statement by the Group of 77 and China during the Twenty-Ninth Session (Part II) of Working Group B, Delivered by HE Ambassador Sayed Galal Eldin Elamin, Permanent Representative of the Sudan), dated 29 August 2007.

26) CTBT/WGB-29, WGA-32/PT/1 (Portugal: Statement by Portugal on Behalf of the European Union at the Joint Meeting of Working Groups A and B, 3 September 2007), dated 5 September 2007.

27) CTBT/WGA-32/SD/1 (Sudan: Statement by the Group of 77 and China during the Thirty-Second Session of Working Group A, Delivered by HE Ambassador Sayed Galal E. Elamin, Permanent Representative of the Sudan), dated 9 October 2007, and CTBT/WGA-32/PT/1 (Portugal: Statement by Portugal on Behalf of the European Union), dated 9 October 2007.

28) CTBT/PTS/INF.880/Rev.2 (2008 Programme and Budget Proposals: Final Draft), dated 25 October 2007.

29) Paragraphs 24-27, CTBT/PC-29/1 (Report of the Twenty-Ninth Session of the Preparatory Commission), dated 19 November 2007.

広く参加する仕組みを検討するようPTSに対して要請されたことに端を発している³⁰⁾。その後、同第25会期第3部(2005年11月開催)においても開発途上国からの専門家による参加が不足していることがあらためて認識された³¹⁾。そこでこのような懸念に対処すべく、開発途上国の専門家によるWGBへの参加を財政支援するためのプロジェクトの実施が大筋で合意され、その具体的様式(資金調達を含む)を協議する非公式グループが設置された(同グループの議長にはゲ諮問グループ議長が任命された)。ここでの先進国側と開発途上国側の間の争点をおおまかに整理すると、まず、プロジェクトの目的に関して、G77+中国が専門家の参加であるとしたのに対し、EUを中心とする先進国側はあくまで専門家の能力構築(capacity building)であることを主張した。専門家の人数および選考については、G77+中国が最少9名を自ら作成した基準に従って選考することを求めたのに対し、先進国側は最少3名をPTSが選考すべきであるという立場を取った(この際、先進国側はG77+中国が条約上存在しない非公式な組織であることを理由として指摘した)。さらに先進国側が分担金を支払っていない開発途上国からの参加に異議を唱えたのに対し、開発途上国側はこれに強く抵抗した。そして最も争点となった資金調達の方法については、通常予算あるいは余剰金からの充当を求める開発途上国側に対し、先進国側は各国からの任意拠出で賄うことを支持した。先進国側がプロジェクトを試験的なものとして位置づけ、適切な中間・事後評価の導入を求めたのも印象的であった。このように議論はしばらく平行線を辿ったが、最終的にはG77+中国が提示したポジションペーパーをベースに先進国側の主張を織り交ぜた妥協案が成立し、2006年11月に開催されたCTBTO準備委員会第27会期第2部においてようやく採択された³²⁾。これは近年、先進国側と開発途上国側の対立が最も先鋭化した事例の

30) Paragraph 13, CTBT/PC-17/1 (Report of the Seventeenth Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization), dated 12 April 2002.

31) Paragraph 13, CTBT/PC-25/3 (Report of Part III of the Twenty-Fifth Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization), dated 2 December 2005.

32) Paragraphs 21-24, CTBT/PC-27/2 (Report of Part II of the Twenty-Seventh Session of the Preparatory Commission), dated 23 November 2006, and CTBT/PC-27/2/Annex VI

一つといえるだろう。

(ハ) WGA 議長の再任問題

前述したように、WGA議長は2005年10月以降、リンダupp現駐ドイツ・ナイジェリア大使が務めてきたが、リンダuppWGA議長の任期は当初2年間とされていたため、任期満了後も引き続き同大使をWGA議長として再任するかが焦点となった。開発途上国側は当然これを支持した。しかしEUがPMO議長は分担金を全額支払っている条約批准国から任命すべきであるという見解を示し、リンダuppWGA議長の再任に難色を示したため³³⁾、双方の間に亀裂が生じた。これを受け、CTBTO準備委員会第28会期(2007年6月開催)では同大使をWGA第32会期(2007年10月開催)のみ議長に任命するという妥協案が成立したが³⁴⁾、根本的な問題解決には至らなかった。その後、EU諸国がナイジェリアに対し首都ベースで働きかけを行うなど、この問題は徐々に政治化しつつある様相を呈した。CTBTO準備委員会第29会期(2007年11月開催)においても再度決着が図られたが、EUは従来の立場を譲らなかったため、アフリカグループがそれでは議題にあるそのほかすべての任命・選出事項(2008年CTBTO準備委員会の役員を選出など)に同意できないと反発し、結局、EUと開発途上国側が歩み寄ることはなかった³⁵⁾。しかし最終的には、WGB第30会期(2008年2月開催)のマージンで開催されたCTBTO準備委員

(Annex VI to the Report of Part II of the Twenty-Seventh Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization: Pilot Project on Proposed Modalities, including Financing, of the Participation of Technical Experts from Developing Countries in Official Technical Meetings of the Preparatory Commission: Compromise Proposal Presented to the Preparatory Commission by MR André Gué, Chairperson of the Informal Open-Ended Group), dated 22 November 2006.

33) ナイジェリアは2001年9月にCTBTを批准しているが、2004年以降の分担金を支払っていない(2007年9月30日現在)。CTBT/PTS/INF.914 (Status of Assessed Contributions as of 30 September 2007: Note by the Executive Secretary), dated 5 October 2007.

34) Paragraphs 33-34, CTBT/PC-28/1 (Report of the Twenty-Eighth Session of the Preparatory Commission), dated 29 June 2007, and CTBT/PC/28/1/Annex VIII (Annex VIII to the Report of the Twenty-Eighth Session of the Preparatory Commission: Decision on Appointment of Chairperson of Working Group A as Adopted by the Preparatory Commission), dated 4 July 2007.

35) Paragraph 29, CTBT/PC-29/1, dated 19 November 2007.

会特別会合（第 29 会期）に至り、EUが態度を軟化させ³⁶⁾、リンダuppWGA議長の再任（任期 2 年）を認めるかたちで一応の解決をみた³⁷⁾。

リンダupp WGA 議長の再任をめぐるこうした一連の経緯は、先進国側と開発途上国側の対立が計画予算や個別の計画・事業のみならず、役員の選出といった案件にも及ぶことを示唆している。つまり双方の対立は根深く、そして多岐にわたるといえるだろう。また、このことは PMO における地域グループの役割を考える上でも重要である。というのも前述したように、EU や G77+中国に代表される地域グループは地理的に所在する地域をベースとしながらも条約などの法的文書において規定されていないという点で便宜的な存在として捉えることができるが、その関与するところは計画予算を含め、(便宜的であるが故に)むしろ横断的であるためである。条約に明記されている一方で、ほとんどの場合、役員の選出や PTS 職員の人事に関する事項にしか適用されない地理的地域の概念とは対照的である。最後に、こうした地域グループの影響力という観点から論じてみたい。当然ながら、いずれの地域グループも複数の国から構成されているので、いわゆる数の論理が働くことになる。特に、G77+中国に限っていえば、PMO の場裏に参加する署名国の実に過半数近くを占めており、したがって G77+中国による総意は PTS はおろか、先進国側にとっても決して無視できないものである。また、地域グループの立場が国としての立場と一致した場合には、ステートメントなどにおいて、同様の主張を積み掛けることもできる。さらに、地域グループの中では情報共有が頻繁に行われ、あるいは地域グループとして情報収集をすることも可能だろう。このように、地域グループは CTBTO 準備委員会の運営全体にわたって強い影響力を有し、PMO における議論を比較的有利に運ぶことができる枠組みとして位置づけられる。

36) CTBT/PC-29/SI/1 (Slovenia: Statement by Slovenia on Behalf of the European Union), dated 14 February 2008.

37) 前掲 8)参照。

3. 機能グループの政治性

(1) 非同盟運動 (NAM)

これまでに地理的地域、地域グループという二つの枠組みについて、法的な根拠や適用する範囲、影響力といった側面から具体例を示しながら考察してきたが、これらの枠組みはいずれも所属する各国が所在する地域をベースとする点において共通していることが指摘できる（したがって、アフリカ＝アフリカグループ、ラテンアメリカ・カリブ＝GRULACのように、両者がほとんど重複する場合もある）。ではCTBTO準備委員会において、こうした地域をベースとしないグループはみられないのだろうか。まずは条約に当たってみると、附属書2においてCTBT第14条（発効）に規定する国の一覧表として発効要件国（計44カ国）が挙げられている。しかし発効要件国がグループとして行動することはないため、CTBTO準備委員会における政治力学という観点からは何ら意味を持たない枠組みである。次に、最近のPMOに視点を移すと、非同盟運動（以下「NAM」という。）の存在に気づくだろう。NAMの加盟国はG77+中国と同様、ほとんどが開発途上国だが、よりいっそう政治色を帯びているのがNAMの特徴である。そしてPMOでNAMが登場するのはただ一つの議題、すなわちパレスチナのオブザーバー資格問題（およびこれに付随する中東問題）においてのみである。この問題はCTBTO準備委員会におけるオブザーバー資格を求めるパレスチナからの要請に基づき、同第25会期第3部（2005年11月開催）において初めて公式に検討された³⁸⁾。しかし以後、G77+中国が国連などほかの国際機構の例に倣い、パレスチナへのオブザーバー資格の付与を支持するのに対し、イスラエルはコンセンサスがないことを指摘した上で手続規則を盾に反対し³⁹⁾、さらにMESAが機能不全に陥っていることを問題視するなど、議論は過度に政治化していった。そしてCTBTO準備委員会第28会期（2007年6月開催）に至り、通例ではステートメント

38) Paragraph 39, CTBT/PC-25/3, dated 2 December 2005.

39) 手続規則は規則5.1において、「その領土内にIMS施設を建設する予定の非署名国の代表は、IMSおよびIDCに関する作業部会や下部組織の会合や活動に、議決権なしで出席することができる。・・・」と規定しているが、パレスチナはこの要件を満たしていない。

を行わないNAMが登場し、イスラエルを激しく非難する一般ステートメントを行ったが、イスラエルも強く応酬したため、一時は議事が相当に紛糾する場面もみられた⁴⁰⁾。こうしたNAMによるCTBTO準備委員会の政治化は翌第29会期(2007年11月開催)にも引き継がれ⁴¹⁾、パレスチナのオブザーバー資格の問題は現在も暗礁に乗り上げたままとなっている。また、PMOの枠外ではあるが、第5回CTBT発効促進会議(2007年9月開催)の最終宣言⁴²⁾をめぐる非公式協議にも、NAMがステートメントを行うなど、積極的に関与したことは記憶に新しい。

(2) 包括的核実験禁止条約 (CTBT) フレンズ

PMOの外に目を向けると、CTBTフレンズと呼ばれる枠組みを見いだすこともできるだろう。CTBTフレンズは2002年、早期発効促進の気運を維持・強化する目的から、日本、オーストラリアおよびオランダが中心となって結成された政治的枠組みである。具体的には、発効促進会議が開催されない年(隔年)に、ニューヨークで開催される国連総会のマージンでCTBT早期発効を支持する国の外相レベル会合を開催するとともに、各国に可及的速やかな署名・批准を求める閣僚共同声明を发出している⁴³⁾。このCTBTフレンズ外相会合はこれまでに3回(2002年、2004年および2006年)開催されてきており、共同主催国も前述の3カ国のほかに、フィンランド(第2回以降)とカナダ(第3回のみ)が加わり、拡大の一途を辿っている。この共同主催国の例にみられるように、NAMやCTBTフレンズは、まず、ある特定の地域に制限されていないという点においてむしろ機能的な枠組みであり、

40) Paragraphs 8, 39-40, CTBT/PC-28/1, dated 29 June 2007. 同報告書には最終的に、NAM、イランおよびイスラエルのステートメントが附属書としてそれぞれ添付された(CTBT/PC-28/1/Annex XIII (Annex XIII to the Report of the Twenty-Eighth Session of the Preparatory Commission: Statements on the Non-Aligned Movement, the Islamic Republic of Iran and Israel), dated 4 July 2007)。

41) Paragraphs 34-35, CTBT/PC-29/1, dated 19 November 2007.

42) 「最終宣言およびCTBT発効促進のための措置」(Annex, CTBT - Art. XIV/2007/6 (Report of the Conference), dated 22 September 2007)。

43) 例えば、最近の第3回CTBTフレンズ外相会合(2006年9月開催)には55カ国(このうち18カ国からは閣僚級)が参加し、また、同会合において发出された閣僚共同声明には最終的に72カ国が連名した。

したがって機能グループと称することができるだろう。あくまで国の所在地域をベースとしている地理的地域、地域グループとは大きく異なる。また、こうした機能グループは法的にも何ら規定されていないため、地域グループと同様、便宜的な枠組みとして捉えられる。そしてPMOの内外を問わず、パレスチナのオブザーバー資格問題や発効促進など、優れて政治性の高い事項に特化していることから、機能グループは限定的であると同時に、非常に政治的であると理解することができる。

おわりに

CTBTO 準備委員会に限らず、国際機構を構成する基本単位は1の国である。しかし実際には、あらゆる場裏において数多くのグループが一定の条件の下で成立し、また、さまざまな活動を通じて意思決定に関与している。こうした国際機構におけるグループの政治力学についてCTBTO 準備委員会を事例としてこれまで論じてきたが、ここでもう一度、CTBTO 準備委員会にみられるグループの特性を整理してみたい。まず、条約などに規定されている形式的な枠組みとして、SEAPFEやMESAなど、6の地理的地域が挙げられる。これらの地理的地域は文字通り、所属する各国の所在する地理的地域をベースとしている一方で、適用される範囲は役員の選出やPTSの職員人事に関する規定にほぼ限られているため、限定的な枠組みとして位置づけられる。次に、やはり地理的なベースを持つ枠組みとして、EUやG77+中国に代表される地域グループが挙げられる。地域グループは、その一部については条約上の地理的地域とほとんど一致するものの、法的には何ら規定されておらず、したがって便宜的な枠組みである。しかし便宜的であるが故に、毎年計画予算をはじめ、CTBTO 準備委員会の指針を決定づける上で重要な問題に横断的に対処することができるという利点がある。また、同じく法的に規定されていない便宜的な枠組みとして、NAMやCTBTフレンズといったグループも存在する。ただし、これらのグループは特定の地域に制限されていないという点において地理的地域、地域グループとは異なっており、機能グループとして定義することができるだろう。

さらにこの機能グループは PMO の内外において、パレスチナのオブザーバー資格問題や発効促進といった政治的な事項にのみ特化した枠組みである。以上をまとめると、次表のようになる。

表 CTBTO 準備委員会におけるグループの特性

	地理的地域	地域グループ	機能グループ
例	SEAPFE、MESA	EU、G77+中国	NAM、CTBT フレンズ
法的な規定	○（形式的）	×（便宜的）	×（便宜的）
地理的ベース	○	○	×（機能的）
適用の範囲 （具体的事項）	限定的 （選出、人事）	横断的 （計画予算など）	限定的・政治的 （パレスチナ問題、 発効促進）

もちろん、こうした 3 種類の枠組みが CTBTO 準備委員会に与える影響の度合いを単純に比較することは容易ではない。CTBTO 準備委員会が扱う問題の大半は、個別に複雑であると同時に、相互に関連していることもよくある。2006 年 10 月の北朝鮮による核実験のように⁴⁴⁾、一つの出来事や要素が状況を一変させることさえあり得る。こうした中で、それぞれの枠組みが CTBTO 準備委員会におけるさまざまな意思決定にどの程度関与しているかを正確に見積もることは困難である。一方で、昨今の PMO の場裏、特に先進国側と開発途上国側の対立を観察すると、地域グループの影響力が頭一つ抜きんでていることは否定できないだろう。事実、EU とその拮抗勢力としての G77+中国が軸となり、そのほかの地域グループや主要国を交えて、議論の流れを形成していくのが近年の PMO の典型的な政治力学となっている。ただし、G77+中国=NAM のように、PMO の内外を問わず、枠組み同士が連

44) 2006 年 10 月 9 日の北朝鮮による核実験に際して、CTBTO 準備委員会は事前、事後の 2 度にわたって議長（当時はイエリチェンコ（Volodymyr Yelchenko）ウクライナ代表部大使）およびトート事務局長によるステートメントをそれぞれ発出するとともに、同 13 日に特別会合（第 27 会期第 1 部）を開催した（CTBT/PC-27/1 (Report of the Special Session of the Preparatory Commission (Part I of the Twenty-Seventh Session)), dated 23 October 2006）。

動している様子もしばしばみられ、その影響力の判定はやはり複雑かつ困難である。さらに広い見地に立てば、軍縮・不拡散分野だけでも、NPT (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: 核兵器不拡散条約)、IAEA (International Atomic Energy Agency: 国際原子力機関)、CD (Conference on Disarmament: ジュネーブ軍縮会議)、OPCW (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: 化学兵器禁止条約機関) など、さまざまな国際規範・機構があり、こうした場裏にみられるグループによる政治力学との関係性の究明が今後の課題として残されているだろう。CTBTO準備委員会に関しては、2009年計画予算に加えて、歳入不足問題⁴⁵⁾、事務局長の再任⁴⁶⁾などがPMOの直近の課題として挙げられる。また、PMOの外では、発効促進に関連して、アメリカ大統領選挙が間近に控えている。CTBTO準備委員会の行方を左右するこのような局面における各グループの動向がよりいっそう注視される。

(筆者は在ウィーン国際機関日本政府代表部専門調査員)

45) 近年、CTBTO 準備委員会は極端な歳入不足に陥っており、2007年6月には緊縮措置 (austerity measures) を講じるまでに至った (Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization, “CTBTO Faces Budgetary Challenges,” Press Release, PI/2007/04 (22 June 2007) [home page on-line]; available from http://www.ctbto.org/press_centre/press_release.dhtml?item=293; Internet; accessed 29 April 2008)。同委員会の歳入不足問題に関する論考として、例えば、Keegan McGrath, Stephanie Bobiak, and Jean du Preez, “The Future of the Nuclear Test Ban Treaty: The Good, the Bad, and the Ugly,” *James Martin Center for Nonproliferation Studies, MIIS* [home page on-line]; available from <http://cns.miis.edu/pubs/week/080307.htm>; Internet; accessed 25 March 2008 参照。

46) トート事務局長の任期は4年間(2009年7月31日まで)、1回のみ再任可能 (CTBT/PC-23/1/Annex VII (Annex VII to the Report of the Twenty-Third Session of the Preparatory Commission for the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty Organization: Decision on Appointment of the Executive Secretary: Terms and Conditions as Adopted by the Preparatory Commission), dated 29 November 2004)。前掲12)参照。